

令和元年度第2回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 令和元年8月29日(木)
午前10時00分から午前11時45分まで
 - 2 開催場所 印西市役所 本庁舎 4階 41会議室
 - 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
 - 4 事務局 五十嵐係長、加瀬主任主事
 - 5 実施機関 教育総務課 土屋課長、中澤係長、中村主査補
 - 6 傍聴者 2名
 - 7 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
(1) 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用について ー継続審議ー (諮問) 【公開】
 - 4 閉会
 - 8 議事
- 議題1 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用について
ー継続審議ー (諮問) 【公開】

実施機関 <資料による説明>

会長 委員の皆様からご質問を承りたいと思います。
委員 検討資料2のところで、この日数の根拠というのは、平成30年から令和3年までの4か年の利用が前提となっていますが、例えば令和4年あたりに機器が入れ替わったりすると、当然その記録時間も変わってくると思うんですが、そうすると再度検討するということになるのでしょうか。

実施機関 はい、機器の仕様が変わった場合はその都度見直す形になるかも知れません。ただ、あくまで原則として2週間は確保するというこ

とで、この条件を絶対条件として調整する形になります。

- 委員長 分かりました。
- 会長 検討資料1の一番上ですが、赤い矢印が3本あって、この3本は保護条例9条に関する手続の規定無しと書いてあるんですけど、横、縦、横と並んでいる一番左側、保護条例9条と書いてあるところなんですけれども、これはないんですか。
- 実施機関 9条では、実施機関は目的外の提供をしてはならず、1項2号に該当する場合にはこの限りでないと規定しており、9条に関する手続については、特に規定されておられません。
- 会長 それはされてはいないでしょうね。通常、本人は実施機関ではないですから。
- 実施機関 逆に、9条により提供する場合の書類に関する規定も現在はございません。
- 会長 防犯カメラの映像が自己情報を含むものなのであれば、開示請求というように整理をするのではないですか。
- 実施機関 開示請求の手続で行う場合はおっしゃるとおりですが、9条は情報提供という別の扱いになります。
- 会長 別は別なんですけど、そうすると第三者提供の申請みたいなものを開示請求とは別に認めるという制度組みをするということですか。第三者提供、要するに外部提供。本人以外のものについて提供する場合ですが。
- 実施機関 自己情報については、13条、14条の開示請求でやり取りはできるのですが、本人から9条2号に基づいて提供を受けたいという場合の手続の規定がない状況です。
- 会長 この9条2号の本人に提供するときという手続が条例の13条、14条で定められているという理解ではないということですか。
- 実施機関 イコールではないです。
- 会長 確かにイコールではなくて、実施機関の方が請求なしで提供することが当然考えられるから、それはそれでいいんですけども、請求を受ける場合に確かに9条2号は本人に請求権を認めている規定ではないと思うのですが、それを認めているのが13条、14条に全部集約されているということではないということですか。
- 実施機関 13条の場合は、教育委員会は15条各号の不開示情報を除いて開示しなければならないとなっているのですが、9条に関しては、提供することができると規定されています。
- 会長 9条に関しては禁止規定であって、そもそもがこれ以外はしてはだめと書いてある訳です。だからそれらをする事ができるという権限規定ではない。
- 実施機関 そのとおりです。
- 会長 そこに、要するに申請手続というものを入れる。この9条2号は、

確かに申請手続が無ければ、申請手続がなくても提供してしまっている訳でしょう。

実施機関 　ただ、今現在9条の手続が書面上残るフォーマットが規定されていないので、事務手続上、口頭でのやり取りになってしまうことがあり得ます。

会　　長 　そのまま放って置くとですね。だからそこを要綱で明確化するために書面化しましょうということになったということですね。ただその場合に13条、14条の手続と9条2号を何らかの手続に載せる場合、9条2号の後段ですよ、同意の話ではなくて本人に提供するというところで、その場合に9条2号に関しては15条にある不開示情報に関する制限は一切かからないという話なんですか。

実施機関 　提供する場合は、保護条例の解釈運用基準の41ページ上段に記載されていますとおり、第15条各号に照らして提供の適否及び提供できる情報の範囲を判断するということになります。

会　　長 　本人の同意があれば、その目的外利用ができます、第三者提供ができますということになって、それを制限する規範として15条がある、そういう解釈としては分かります。しかし、今の話というのは、個人情報をも本人に対して開示をする場合の話をしています。それはその同意の有無の話ではなく、提供先が本人になっているという問題です。だから、本人の同意があったか無かったかという、ここに書かれているのは、基本的には内部における目的外利用と外部提供で、それは本人以外への外部提供、そういうものを解説しているのであって、ここを根拠に説明をされる形になってしまうと、本人に提供する場合の話ではないことを根拠に、本人に提供する場合の話をしてしまっていることになってしまいます。

事 務 局 　本人への提供につきましては、個人情報保護条例の解釈運用基準の41ページから42ページにかけて説明がありまして、14条の開示請求の手続を待つまでもなく、本人へ提供して差し支えないとされておりまして、その提供できる範囲については15条各号の不開示情報に照らして判断するものとしております。これにより本人から自己情報の提供の申出があった場合には、現在のところその手続が存在していない状態にあります。その手続を書面でやり取りしようとするものが今回の申出書ということになります。そこで本人からカメラで撮影された自分の映像をほしいと言われた場合には、9条の目的外の提供によるのか、あるいは13条の開示請求に対する開示によるのか、方法としては二通りあるものと考えております。なお、開示請求の場合は、規則で提出する開示請求書が定められています。

会　　長 　そうすると本人が提供して欲しいという申請をする場合、13条でする場合と9条でする場合、どのように区分されるのでしょうか。

事務局 本人から話があった段階で仮に不開示情報があった場合の不服への対応に違いが出てくることを十分説明した上で、本人が選択するということになると思います。

委員 そうしたら、申出である意味がなくなります。開示請求書を出せばいいのではないかという気がするのですが。

事務局 ただ9条によって提供できるともされています。

委員 場面が異なるのであれば、組織を分けてするのは分かりますが、特にそこは変わらないというのであれば、2つに分ける意味があるのかなというのが気になります。本人が別に目的内か目的外かは関係ないのです。本人ですから。この模式図だと目的外の所に保護条例第9条に基づく本人からの請求に対する開示みたいな手続が書いてあるんです。

実施機関 会長 これは保護条例第9条の規定の範囲の中での流れということですよ。本人による目的外利用での申請があるということであれば、それは9条の申出によってする、目的内利用だったら13条による、そういう区別だったら分かりますけれども、別にそのような話ではないのではないかと思います。本人による申請の場合というのは目的の有無で目的の内外で変わってくる話なのかどうか良く分からないですけども、この請求は本人の請求だというときに、これは9条2号の請求、これは13条の請求というように何かその分ける基準があるのですか。

実施機関 発信側としての区別は無いかも知れないですが、受入側としては保護条例第13条の場合には、申請書に開示請求の目的を書く必要はないのですが、保護条例第9条に基づく提供の場合は、要綱で求める申出書には提供を受ける目的を書いて頂く形になっている点で違いが出てきます。

事務局 開示請求の場合ですと目的を確認することはしません。しかし、9条による提供の場合ということになりますと、提供を受けようとする目的が目的外かどうかという判断をするために、目的の部分で明らかにする必要があります。

会長 9条2号は目的外でなければ認められないという話ですか。

事務局 本人への提供であっても目的外であれば9条本文の制限はかかってきますが、9条2号の規定は目的外であっても本人への提供を可能にするものです。9条2号の規定により提供するということは、もともと本人へ提供することを前提に取り扱っている情報ではないけれども本人には提供してもよいというものです。

会長 本人に提供する場合には、9条本文の制限はかからない訳ですよ。

事務局 本人への提供についてはそうです。

会長 そうすると、目的を書かせようが書かせまいが関係ないのではな

いですか。そうすると13条の請求とどれだけ違うのかという話になります。どこから話が出てきたのかは分かったのですが、それがこの条例全体を見たときに適切かどうかという議論になります。

委員 条例上の位置付けとしては13条、もしくは情報公開条例だとしたら第5条の請求があつて、それに対して目的外利用などの例外があるかどうかを9条などで判断しようというもので、請求としては13条や情報公開条例第5条に基づく請求一本になるのではないかという気がするのですが、どうなのでしょう。

会長 9条によらなければ提供してくれというように言えない場合があるのか無いのか。第三者の場合なら13条ではいけませんというのには分かります。本人については、それを想定しておられるのかどうか。

委員 資料1-2の「防犯カメラ映像データ利用提供申出書」と「防犯カメラ映像データ取扱記録簿」の中に何分頃という記載があります。これはその時間にかなり誤差が含まれていることを前提として書かれているということですが、それを踏まえて要綱に時間に関して誰が責任を持って設定しているのかという記載が見当たらないのですが。

委員 第4条2項に時間について必要な措置を講じなければならないという意味が含まれているのですか。

会長 そうだとすれば運用マニュアルに追記をしておく、例えば何週間に1回時間確認するなどのように記載することになると思います。

委員 実際に誰が責任もって時間を管理するのですか。

実施機関 管理責任者が時間について管理することになります。

会長 そうすると、運用マニュアルの中に時刻の正確性の確保のようなものを入れておくという扱いをするという予定はあるか無いかという質問になります。これは検討でよろしいですか。

実施機関 はい。

会長 今防犯カメラは秒まで表示されます。要綱にそれをどうしますか。あと、それこそ実時刻とカメラの表示の時刻がずれていた場合には、どちらを優先するのがいいのか。だんだん技術的なディテールに入ってはきているのですが。結局どちらを優先するのかという話になると思います。

実施機関 運用マニュアルに時刻の正確性の確保について記載することは明らかに必要があると思いますので、そのような何かしらの対応を取った上で、資料1-2の様式1、2の「ころ」の部分は、基本的には実時間と機器上の時間は基本的に合っているということを前提といたしまして、実時間を前提とした手続を行うということを考えています。

会長 それは分かるのですが、そうすると万が一、実時間と機器の時間

がずれていた場合にどちらを優先するのかということになります。

実施機関 求められているのは実時間です。
会長 ただ問題は、防犯カメラの映像は過去になりますので、その過去の時点において、実時間とどれぐらいずれがあったのかというのは証明できないですよ。

実施機関 そうです。ずれているかどうかも分かりません。
会長 分かりませんよね、だから実時間というように入れると結構大変です。

実施機関 これは案ですが、管理者はある程度定期的に時間が合っているかを確認するというような対策をマニュアルの中で取る形になると思います。

会長 そこは要綱の中に加える形がここで確定できるのであれば、ということだと回答をいただければ結構ですし、課内で検討を要するというのであれば、こういう方向でということ、詳細については検討という回答になりますけれども、どちらにいたしますか。

実施機関 運用マニュアルの最後にある「管理責任者からの日常管理のお願い」というところに、確認の程度は検討させていただきますが、実時間と機器上の時間が合っているかどうかの確認をするという項目を入れさせて頂きたいと思います。要綱の様式については、「ころ」という表現は削除して、実時間と機器上の時間が合っているという形を前提に実時間での申請をして頂くという形で考えたいと思います。

委員 検討資料1の3ですけれども、目的内利用の流れの中で具体的に考えてるんですけど、例1で昨晚、不審者が学校敷地内に侵入した情報を得たので確認したいという場合に、学校から管理責任者がこういうことがあったと報告を受けて、その映像を見るということだと思うのですが、実際には指示を受ける学校の方が早いですよね。朝早くそれを知ったときに管理責任者に連絡を取ろうと思っても連絡が取れない場合、未だ役所が始まっていないときに待ってられないというような場合もあると思うのですが、そういう場合は具体的にどうするのか。

実施機関 教育委員会内部で目的の中で利用するというスタンスですので、申出書は無しです。

委員 緊急の場合ですけど、その場合には要は学校の判断で操作担当者の方で見ってもらうのは構わないですよ。

実施機関 学校の管理者として、学校で起きることの情報は当然知っておりますので。

委員 その後、第10条の報告があると思いますが、検索をしたり、利用した場合には、これは目的外ではないけれど要りますよね。検索している訳ですから、取扱記録簿を出すということですよ、それ

は検討資料1の矢印で言うと2番と3番もそうなのですが、操作担当者から教育長に矢印が向いていますけれども、管理責任者が報告するということですね。

実施機関 はい、そのとおりです。黄色い矢印は、管理責任者から出発するものです。訂正させていただきます。

会 長 ちなみに目的内利用に①②④とあるのですが、③はどこにあるのですか。

実施機関 ④が③となります。訂正させていただきます。

会 長 あと、委員からご質問があった緊急時の対応に関して、検討資料1の3番の例1、例2で学校内で確認あるいは共有するという、この時にも防犯カメラの操作が必要になる訳ですけども、この時の操作の責任者というか、操作をしてよろしいと決定をする権限を持つてる人は誰ですか。

実施機関 管理責任者です。

会 長 管理責任者ですね。操作担当者が管理責任者に対して操作していいですかと聞いて、管理責任者がいいですという、いわば決裁をするということなんですよ。それは要綱上の条文としてはどこを見ればよろしいですか。

実施機関 要綱上は、系統については規定しておりません。運用マニュアルの中で規定する形となっています。

会 長 それを要綱上に規定する予定はないのですか。

実施機関 要綱第4条第2号の「管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない」というところで読む形になります。

会 長 操作担当者と管理責任者の権限分配に関する規定を要綱上に設ける予定はないか、管理責任者は指示監督する立場として位置付けるものを明文化しないかどうか、という質問です。

実施機関 そこを明文化しないイメージとして、第4条第2号と第5条になります。

会 長 これを読むと明確化はされていないですね。それで運用マニュアルの3つ目の四角の(2)の所がその指示を受けてからという話になっていて、緊急かつやむを得ない時に自分で判断できるという形にしている。

実施機関 細目的なことは運用マニュアルの中に落とし込むと言いますか。

会 長 一般的な権限分配はこういう規定の仕方をするのですか。

実施機関 かなり細かな内容になってくると、他市町村の防犯カメラの要綱を見る限り、資料1-2で規定した程度の基本的な構図を要綱で定めております。

会 長 あまり要綱上規定されている例がないということですね。あと防犯カメラ設置の目的というのを正面切って定めずに、防犯カメラの

定義の中に防犯カメラ設置の目的を定めている理由は何ですか。

実施機関 他市町村の要綱においてもこのような表現をしておりましたので参考としました。

会 長 通常は要綱の上位規程があって、そこで目的が決まっているから、この要綱の中で目的はあえて書く必要はないと思います。しかしこの防犯カメラに関しては、上位規程が個人情報保護条例になると思いますが、そこには防犯カメラの話は一切出てこないのです、目的がありません。要するに、回答としてはそういった例が少ないからということですね。

実施機関 はい。

会 長 了解いたしました。それでは質問を兼ねた討論に進みます。すでに色々出てきているところではありますが、まず、機械ごとに要綱の保存期間が変わるという取り扱いが良いのか悪いのかです。現状の諮問としては、今回の資料1-2の管理運用要綱案と運用マニュアルに関して適当であるかどうかということに対する回答でよろしいですか。

実施機関 はい。

会 長 では、管理運用要綱案と運用マニュアルに対する質問の中で回答を頂けた部分ではあるんですけども、形式的にここに書かれていないことで、もう既に加えるということである程度コンセンサスができたものに関しては、それは答申に盛り込むということになるかと思えます。もう1つは、時刻の正確性の確保の部分です。

実施機関 はい。

会 長 これについては、マニュアルの「管理責任者からの日常管理のお願い」の部分に記載することが適当であるということになります。あと運用マニュアルですが、教育委員会が誰に対してこのマニュアルを発するのですか。

実施機関 基本的にはモニター映像の取り扱いについて、教育委員会の職員ないし校長から事務職員等も含めて記載しておりますので、マニュアルとしては、防犯カメラの運用に携わる者に対して発するものということになってきます。

会 長 定義、過程を書いた方がいいと思います。誰が順守するものなのかは実はこれを読んでもよく分からない。特に「管理責任者からの日常管理のお願い」は、誰がするのか書いてないです。操作担当者なのであれば操作担当者として書いていただく必要があります。

実施機関 はい。

会 長 あと担当を決めてください、それを決めるのは校長の役割というのであれば、校長に決めてもらってください。そのように指示をしなければ、誰も何もやってくれなくなります。

実施機関 日常管理の操作担当者を明確にしないといけないということです

か。

会 長 操作担当者の中には教育総務課の職員が入っているので、これを誰が役割分担をして、最終的に行っていなかったときの責任を取るのとは一体誰かというところは明示しておかないといけないと思います。

実施機関 資料2-2の「管理責任者からの日常管理のお願い」で管理責任者が校長及び教頭に日常の管理をお願いしています。

会 長 していますが、これは校内施設の管理権の問題でしょう。だとすれば管理権を持つてるのは校長になりますよね。

実施機関 そうです。

会 長 だとすれば、校長先生にこれらの機器の操作について、適切に役割分担させて、あるいは指示系統を明確にして、役割分担をはっきりさせて操作してくださいというように頼むのが本来のやり方ではないですか。

実施機関 そのとおりです。

会 長 なんとなく、頼んでしまうと誰も何もしない可能性があります。

実施機関 それは学校の管理者である校長に指示をお願いする形にします。

会 長 その方がいいと思います。

実施機関 はい。

会 長 運用マニュアルの「教育委員会との連携」ですが、教育総務課へ連絡する人は誰ですか。別に誰がしてもいいのですが、責任者にしておかないと誰も何もしないことになってしまいます。

実施機関 教頭、校長をお願いしてあります。また指示系統も校長をお願いをするという形をとっております。

会 長 実はそれぞれ、この運用マニュアルの中にも対象となる職員の範囲も異なっていると思うので、そういう意味では、これは誰に対する指示ですということを明記しておかないと、自分は何をしていいのか分からないということになると思います。その他ありますか。一番大きいのは、9条と13条の整理の関係ですね。

委 員 本人が請求した自分の情報を本人に返した場合と提供してもらうという場合、開示請求であれば13条と14条に基づいて開示請求書を提出してすることができるし、そうしなければいけないという規定になっていると思いますけど、本人への提供の場合は開示請求を待つまでもなく提供して差し支えないということで、要は開示請求という形でしなくても提供してもらえるとすることは、それ以外の方法で提供を受けられる場合というのが、本人の場合はあるということで、その場合として使うのが今回の使用法という、そのような理解になると思ったのですが。

事務局 本人の場合ですと二つのルートが存在しているということになります。その使い分けに明確な線引きがされているのかということとは

ありますが、制度上は9条の情報提供、13条の開示請求の二つのルートがあるということになると考えています。

会 長 　でもその線引きをしておかないと実施機関側が開示しませんというように拒否をしたときに、これが拒否処分に当たるのか、ただの拒否なのか、要は次の不服申立てに進めるのか、進めないのかというところは、かなり大きな問題になるのではないですか。そして、分けるのであれば分ける、そもそも9条ルートというのは無いという前提で全部13条に統一する、そこは市民の皆さんの権利の問題になるのでやはり明確にしておかないといけないことです。

事 務 局 　不開示情報が含まれるようであれば13条による開示請求をする場合が多くなると思います。

会 長 　でもそうすると9条で申請してきたものを13条扱いして、拒否処分については不服申立てを認める、みたいなルートになります。だとすると9条に基づく申出の存在意義はいったい何ですかという話になります。

委 員 　やはり9条2号で掲げている開示を認める場合なら問題ないですけど、認めないという結論を出したときのことが問題かなという気がしています。本人への提供であれば開示請求が無くても開示してもいいというのは、要は請求を認めてあげる訳だから、それで問題を生じることはないし、いいのではないかという理屈になるのかなと思います。

事 務 局 　本人だけしか映っていないのならば9条でも問題はないと思います。本人以外の人が出た場合ですとその部分が不開示になってしまいますが、そういった前提でも構わないということであれば本人以外の人が出た場合でも9条の申出でいいと思います。しかし、不開示についてご理解いただけないということであれば、13条の開示請求をしてもらうことになると思います。

会 長 　それは、あらかじめ決定をする前に相手方に情報の内容を請求者に伝えてしまう訳ですよ。

事 務 局 　相手からの相談の段階でのやり取りということです。

会 長 　そういうやり取りをしないと、どちらにするのか決められないというわけの分からない状態になりませんか。確かに実務上は、相談をしながら話を進めて行くというのはあると思いますけれども、一応手続上の建前として、そういうものでいかどうかという話なので、もしそれを是とするのであれば、あらかじめ十分な情報を提供した上で、いずれかの申請をさせるかということを決めてもらわなければならないという言葉で要綱に書かなければいけないという話になります。そこまで、要するに本当は実施機関側が縛られることになります。そうすると、郵便で請求された場合に実施機関側が電話をかけて相談をしなければいけない。それを請求者が望んでいる

のかいないのかという問題が出てきてしまいます。なので通常そこまで手続の段取りで記載しないので、その手続だけで一応完結するようにしないとイケないと思います。

委員 開示請求の手続でするのは別に要綱の申出書でするルートを作りたい理由は何かあるのですか。そこが分かれば方向性が出てきます。この申出書の中では、目的だとか映像データの範囲とか、防犯カメラに特化した情報を特定する話が入っているので、それを使いたいということなのですか。

会長 本人限定です。13条、14条は本人限定ですから、それ以外のところで必要なのは分かっています。

実施機関 開示請求の場合、申請に対して開示決定通知書を出すという事務処理を経なければならないのですが、9条のルートであれば通知書の作成を省略することができることから、より迅速に情報提供をすることができると考えております。

会長 そこが最大の問題なのです。条例上の建付けとしては、13条の請求がありながら、防犯カメラとしての特殊性があるので、要綱の申出書を使うという形で13条の例外としての要綱を作り請求権としては一緒だけれども手続を少し変えるというような位置付けをするというのは十分に可能です。では、9条と言っているのはどうしてなんですかというのが先程の委員の質問なんです。技術的な部分に関しては、こういう方向でということでもいいと思うのですが、かなり大きく手続をいじる、根幹にかかわる部分なので、その回答はどうしても頂く必要があります。二つの方法があってもいいというのであればいいですが、ただ切り分けが上手くできていないところが気にはなります。

実施機関 もともと13条の開示請求で本人が請求するのと、9条第2号で本人に提供するのと2ルートある訳です。

会長 あります。少なくとも条例の解釈になります。

実施機関 それを、例えば本人から請求があったときは13条に一本化することはできないのかというご意見と考えてよろしいでしょうか。

会長 9条は本人からの請求権はそもそも認めてないです。

実施機関 請求権ではないです。つまり請求があった場合は、実施機関側が提供することができるということですね。すると、例えば9条の本人に提供するときというのを検討資料1の矢印のようにしなくても、請求される方の権利を阻害するものではないということですね。

会長 はい。

実施機関 実施機関のあくまで立場の話ですね。

会長 別に防犯カメラの方で任意提供するのは、それはそれでありなのではないですか。それはあくまでも自主的な判断の問題で自己情報を求められたら13条の開示請求でということになります。

実施機関 要綱上では、9条2号により本人に提供するときの手續については、13条の開示請求によるとすれば線引きは一本化できると考えてよろしいですか。

会長 単純な方が分かり易いということです。

実施機関 請求する側からしたらということですね。

委員 本人自身が映っているデータに他人が入っていたときは黒塗りすることができるのですよね。

会長 そうすると要綱が9条を前提にして作っているので、それを今度13条の方に変えていかないといけなくなってしまいます。あとは、この要綱が自己情報開示の部分に関しては13条の特則だということを明示しておいた方がいいだろうと思います。そういった法制執務上の問題が出てきてしまいます。他にございますか。

委員 防犯カメラ映像データ利用提供申出書についてですが、利用と提供がありますよね。

実施機関 はい。

委員 提供を受けたいというのは、警察なり必要な機関が捜査や何かに防犯カメラの映像を使いたいというのは分かります。利用したいというのは、どういう場合を想定していますか。

実施機関 例えば学校で定点カメラとして2週間の天気を見てみたいとか、敷地の中で雨が降った場合にどういった水の流れになるのかとか。学校の安全な管理運営とは目的としては違うので、そういうのがありうると考えられると思います。

会長 個人情報保護条例の第9条第1項柱書のところに、その利用というのが実施機関の中で使うことを言っていて、提供というのが実施機関の外に情報を持ち出すことを言っています。この場合の利用というのは、実施機関の中での利用を指しているもので、そういう意味で分けないといけない。この条文が分かれているから申出書にも分けて書いている。そのようにご理解いただくのが早いと思います。

委員 頭の整理も兼ねて確認したいのですが、本人から自分が映っている映像の開示を受けたいという話があった場合、本人から請求したい場合は13条の開示請求という話になると、実施機関側で開示請求を待つまでもなく、これは認めていいと思えば9条で提供してもいいという話もある訳です。開示請求の結論を待つ前に開示してほしい情報が特定できて、これは開示して問題ないと思えば開示もできるということですかね。

実施機関 任意提供できるということです。

委員 任意提供でする場合に結局どこの何の情報を提供したかというのは記録に残すということですね。

実施機関 はい、今現在ですとその記録を残す場合の様式がありません。

委員 そういうのはないって話でしたよね。それはその時に残す書式と

して資料1-2の申出書を使う。だから開示することが前提になっている訳です。そこで開示を拒否する前提のときに使うものではない訳です。あくまでも記録に残す用としてこの申出書を使うということ。もし請求を13条に一本化するのだとしたら、そういうことだと思います。要はこの申出書を出してもらって、それに対して拒否しますという話になるとしたら、また少し話が変わってくるのではないですか。

事務局 9条の情報提供は、基本的には不開示の部分がないか、あるいはあったとしても本人が了承している場合になると思います。これまでは、情報提供の依頼があった場合に、その依頼についての書式自体がなかったので、今回の案は書面として残せるように様式を定めようとするものです。

実施機関 目的を書く欄もございますので、申請時にはご説明をした上で提出していただくこととなります。

委員 開示する前提の場合でないとこれは作らないと思ったのですが。これは任意提供の場面でないと使わないという理屈にならないと、開示請求を13条で一本化するという話にならないと思います。

会長 考え方としてはあり得ますね。簡単に言えば提供するから書いてくださいという話になります。

委員 この申出書を提出してもらって、映像は出せないとなるとしたら、それって何なのという話になりませんか。これは拒否処分ですかという話になってくるので、あくまで情報提供するときの記録用という理屈なのかなと思います。

会長 それ以上のものではないというのが、実施機関側の考えです。そこはそれでいいとして、蹴ったらどうするのという話になります。

委員 蹴る可能性があるのだとしたら、やはりそれは13条の開示請求書で申請してもらって、結論を待ってくださいという話をせざるを得ないのではないかと思います。申出書だけ提出してもらって開示するかどうかを検討するという話にはならないのではないかと思います。そこがまず違うとしたら、そこをまず確認しないと要綱をどうするのか決められない気がします。

会長 やはりここですね。

委員 ちなみに本人以外の方がこの申出書を使って申請したことに対して、拒否する場面はありうるのですか。

会長 ありうるでしょうね。

委員 その場合は拒否処分ということになりますか。

会長 手続上申請権が認めているものに対する拒否というのは拒否処分に当たるというのが裁判実務です。ただこの申出という形になってしまうと、しかも制定根拠が要綱になりますので、申請権が与えられているところまでは、たぶん認定できないと思います。あとは手

続全体の流れから見て、それは権利であるという話になれば別ですが、そこまで厳密な規定がないので拒否処分という構成は難しい感じがします。ただその開示しなかったことについて、国賠法上の請求が起きる可能性については、それはそれであると思います。別の問題として。拒否処分というのはあくまで処分の適否を争うので、出す出さないの話ですけど、その出さないという結果によって、人格権が侵害されたから、違法行為に基づいて損害賠償請求をすることも理屈の上ではありうるということです。だから、権利が認められていないからそれで大丈夫という話ではないということもあるし、やはり、見た目不親切です。だったら開示請求の方がいいと思います。任意提供という意思決定を先にしておいて、ただ、記録が欲しいから申出書を提出してもらい、あるいは受領の形で受領書を得ようというのもいいと思います。そうすれば、誰に何を提供したのかということが明示されます。しかも、実施機関側ではなく相手側が作成したものという証拠ができる訳です。この手続は少なくとも必ず必要です。たとえ任意提供でも必要だと思います。出す出さないという議論になったときに、任意提供の枠の中で議論するのは少し難しいのではないかと思います。あとはとりあえず課題の洗い出しをして検討をお願いするというところでいいですか。

事務局　それでは、もう一度整理をさせていただいてから皆様にご提示することでお願いできればと思います。

会長　委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員　（異議なし）

会長　では、大変申し訳ないのですが、再度継続ということにさせていただいて、改めてご検討いただいた上で、新しい要綱案を審査会で検討させていただきたいと思います。それに係る問題点の整理としては、条例9条と条例13条の関係の整理、それに従って提供、あるいは提供の申出をどう位置付けるのかというのが一番大きなところだと思います。その他に管理に関するルールです。その主体をどうするのか、時刻の正確性の担保をどうするのかと言ったところに関して、いくつか漏れがあると思います。これらについて更にご検討をお願いできればと思います。

そのほか、本件に関してご意見等ございますか。

各委員　（意見・質問なし）

会長　では、議題1について、終了します。

すべての議事が終了しましたので、これで審査会を閉会します。

（その後、議題1が継続審議となったため、次回の日程調整を行った。）

【当日使用した資料】

1. 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用について
－継続審議－（諮問）

参考資料

資料 1－2 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理
運用要綱（案）

資料 2－2 防犯カメラの運用マニュアル

検討資料

検討資料 1 保護条例等との整合性に関して

検討資料 1－2 目的、利用条件の整理

検討資料 2 防犯カメラ（レコーダ）の録画可能日数に関して

検討資料 3 資料 1 と資料 1－2 における新旧対照の確認

この会議録は、印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認を得たものである。

令和元年 10 月 15 日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文